

富山県建築行政マネジメント計画

令和7年6月

富山県建築行政会議

< 目 次 >

I. 計画の位置づけ	1
(1) 策定の趣旨	
(2) 計画の策定主体	
(3) 計画期間	
(4) 対象範囲	
II. 基本方針	2
III. 目標と推進すべき施策	2
1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	2
(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	
(2) 中間検査・完了検査の徹底	
(3) 工事監理業務の適正化とその徹底	
(4) 仮使用認定制度の適確な運用	
(5) 建築確認申請等の電子化の推進	
2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	5
(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	
(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	
3. 違反建築物対策等の徹底	6
(1) 違反建築物対策の徹底	
(2) 違法設置昇降機への安全対策の徹底	
4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	8
(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保	
(2) 建築物に係るアスベスト対策の推進	
(3) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用	
5. 事故・災害時の対応	10
(1) 事故対応	
(2) 災害対応	
6. 消費者への対応	12
7. 執行業務体制の整備	12
(1) 内部組織の執行体制	
(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制	
(3) データベースの整備・活用	
IV. 計画のフォローアップ	15

I. 計画の位置づけ

(1) 策定の趣旨

建築物は、基本的な生活基盤としての性格を有しており、その災害等に対する安全性を確保し、質の向上を図っていくことは、県民の生命、健康及び財産の保護並びに公共の福祉の増進の観点から極めて重要なことです。

この安全性を確保するためには、建築主体である建築主、建築士をはじめとする建築技術者並びに行政のそれぞれが責任を持って、その役割を果たしていくことが必要です。

平成22年に、建築行政が直面する課題や制度改正に対応して、適正かつ効率的に法令遵守を徹底するために、建築行政が取り組むべき事項について計画を策定するための基本方針である「建築行政マネジメント基本方針」が国において策定されました。

この方針に基づき、本県では、各特定行政庁（県、富山市、高岡市）、指定確認検査機関、指定構造計算判定機関及び建築関係団体が取り組むべき方針や施策を整理し、建築物の安全性の確保、質の向上を図ることを目的として、「富山県建築行政マネジメント計画」を平成23年3月に策定し、各種施策に取り組んできました。

このたび、①「富山県建築行政マネジメント計画」の計画期間が令和6年度に終了したこと、②国において建築行政マネジメント計画策定指針が改定されたこと、③建築基準法、建築士法が改正されたことを踏まえ、「富山県建築行政マネジメント計画」の見直しを行い、計画を改めて策定します。

(2) 計画の策定主体

富山県建築行政会議（富山県、富山市、高岡市、一般財団法人富山県建築住宅センター）が計画を策定します。

(3) 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度を計画期間とします。なお、中長期的な目標を提示する観点から、計画期間中であっても必要に応じて見直すことにより、改善を図ることとします。

(4) 対象範囲

本計画は、建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とします。

II. 基本方針

建築物の安全性の確保や質の向上を図るため、建築関係団体と連携して、以下について取り組むこととします。

- 1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保
- 2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底
- 3 違反建築物対策等の徹底
- 4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保
- 5 事故・災害時の対応
- 6 消費者への対応
- 7 執行業務体制の整備

また、これらに取り組むにあたり、推進すべき施策を定め、適確に実施するために目標を設定します。

III. 目標と推進すべき施策

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動の実施を確保しつつ建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施します。特に、令和4年の建築基準法改正において、建築確認の対象となる建築物の規模等が見直されたことを踏まえ、改正前の建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物及び都市計画区域等の区域外における木造の階数2以下かつ延べ面積500㎡以下の建築物（以下、「旧4号建築物等」という。）から改正後の建築基準法第6条第1項第2号に該当する建築物（以下「新2号建築物」という。）となるものの建築及び大規模の修繕・大規模の模様替にかかる確認審査を迅速かつ適確に遂行します。

【目標】

- ・ 令和4年の建築基準法改正を踏まえた迅速かつ適確な確認審査の徹底 等



【施策】

特定行政庁・指定確認検査機関	指定構造計算適合判定機関・県
<ul style="list-style-type: none">・ 確認審査等に関する指針※に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施・ データベース等を活用した設計者の適格性の確認・ 建築確認審査担当者の審査技術向上の取組・ 円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理・ 指定構造計算適合性判定機関・都道府県との相互の情報交換等による連携の確保・ 日本建築行政会議を通じた運用の円滑化 等	<ul style="list-style-type: none">・ 確認審査等に関する指針※に基づく円滑かつ適確な構造計算適合性判定の実施・ データベース等を活用した設計者の適格性の確認・ 構造計算適合性判定員の判定技術向上の取組・ 円滑な建築行政に向けた判定日数の進捗状況管理・ 特定行政庁・指定確認検査機関との相互の情報交換等による連携の確保・ 日本建築行政会議を通じた運用の円滑化 等

(※平成19年国土交通省告示第835号)

(2) 中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全性を確保し違反建築物の発生を防止するためには、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要です。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図ります。

また、令和4年の建築基準法改正において、旧4号建築物等から新2号建築物となるものについて、法第7条の5に基づく検査の特例がなくなり、すべての建築基準関係規定への適合を検査することとなることを踏まえ、円滑化に向けた取組を実施します。

【過去5年間の完了検査状況】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	5年平均
完了検査率 (%)	98	96	101	101	93	98

※ 完了検査率＝年度内の完了検査申請受付件数÷確認申請受付件数（計画通知を含む）

【目 標】

- ・ 完了検査率 100%
- ・ 中間検査の完全実施 等

【施 策】

特定行政庁	指定確認検査機関
<ul style="list-style-type: none">・ 検査未受検の建築物に対する督促等の実施・ 検査未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査の実施・ 中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立会 等	<ul style="list-style-type: none">・ 中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立会 等

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底

建築物の安全性の確保及び質の向上のためには、工事監理者が選定され、当該工事監理者による適切な工事監理が行われることが重要です。このため、工事監理ガイドライン、基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン及び賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドラインに基づき、工事監理業務の適正化とその徹底のための取り組みを行います。

【目 標】

- ・ 工事監理者選定の徹底及び工事監理能力の向上 等

【施 策】

特定行政庁	指定確認検査機関
<ul style="list-style-type: none">・ 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底・ データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認・ 工事監理状況報告書提出義務の徹底・ 工事監理業務の重要性の周知徹底 等	<ul style="list-style-type: none">・ 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底・ データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認・ 工事監理状況報告書提出義務の徹底 等

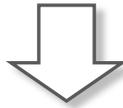
(4) 仮使用認定制度の適確な運用

仮使用認定制度を適確に運用し、仮使用される建築物の安全確保を徹底します。

特に、令和4年の建築基準法改正において、旧4号建築物等から新2号建築物となるものについて、新たに検査済証の交付を受けるまでの建築制限がかかることを踏まえ、当該建築物に係る仮使用認定制度を適切に運用します。

【目 標】

- ・ 仮使用認定制度の円滑な実施
- ・ 仮使用される工事中の建築物の安全確保の徹底 等



【施 策】

特定行政庁	指定確認検査機関
<ul style="list-style-type: none">・ 指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保・ 仮使用認定に係る審査マニュアルの作成・ 安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合における必要な是正指導の徹底・ 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知 等	<ul style="list-style-type: none">・ 指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保・ 仮使用認定に係る審査マニュアルの作成 等

(5) 建築確認申請等の電子化の推進

建築関係手続きの一層の効率化により、台帳入力などの事務作業に要する時間を短縮することで審査のより適確な実施を図るため、特定行政庁及び指定確認検査機関は、建築確認の電子申請の受付や確認審査報告の電子化への対応を進めます。建築確認の電子申請の受付への対応を行っていない特定行政庁にあつては、一般財団法人建築行政情報センターが開発する令和7年4月に供用開始の「電子申請受付システム」の活用を検討します。

【目 標】

- ・ 建築確認の電子申請の受付への対応 等



【施 策】

特定行政庁	指定確認検査機関
<ul style="list-style-type: none">・ 建築確認の電子申請の受付体制の構築（事前協議を含む）・ 確認審査報告の電子化の推進 等	<ul style="list-style-type: none">・ 建築確認の電子申請の受付体制の構築（事前協議を含む）・ 確認検査業務規程において電子申請の実施に関し必要な事項を規定・ 確認審査報告の電子化の推進 等

2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

確認検査の主要な役割を担う指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定を確保するため、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督を徹底します。

【目 標】

- ・ 指定確認検査機関の業務の公正かつ適確な実施、確認検査の適正な実施の確保
- ・ 指定構造計算適合性判定機関の業務の公正かつ適確な実施の確保 等



【施 策】

県	特定行政庁
<ul style="list-style-type: none">・ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関への立入検査（必要に応じた抜き取り調査等を含む）・ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分基準の公表とこれに基づく指導・監督や処分の徹底・ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分履歴等の公表 等	<ul style="list-style-type: none">・ 必要に応じた指定確認検査機関への立入検査（抜き取り調査等を含む）・ 指定確認検査機関に対して法第6条の2第6項による通知を行った場合等、指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の不適切な行為等の内容に応じた、指定権者、委任権者及び資格者の登録権者に対する情報共有 等

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

適切な設計及び工事監理を通して建築物の安全性を確保するために、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底します。

【目 標】

- ・ 建築士事務所への計画的な立入検査の実施
- ・ 定期講習等の受講の徹底 等



【施 策】

県	特定行政庁
<ul style="list-style-type: none">・ 建築士及び建築士事務所に対する指導・監督の徹底と、処分基準に基づく適正な処分の実施・ 計画的な建築士事務所への立入検査の実施・ 定期講習の受講促進等の周知徹底・ 建築士事務所の業務報告書の提出義務の徹底及びこれを踏まえた指導・監督・ 所属建築士の登録及び変更の届出の徹底・ 書面による契約等における設計等の業の適正化の徹底・ 平成30年改正建築士法等の周知徹底・ 建築士事務所の図書保存の制度の周知徹底・ 構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の確保状況の把握・ 業務報酬基準の周知・ 建築士及び建築士事務所の処分履歴等の公表等	<ul style="list-style-type: none">・ 定期講習の受講促進等、確認申請窓口における建築士制度の周知及び注意喚起の実施・ 一級建築士、二級建築士、木造建築士又は建築士事務所に対して、違法行為等に関し把握した情報について報告聴取等を行い、建築士法等に違反する可能性が高いと判断される場合における国土交通大臣又は都道府県知事に対する情報共有等

3. 違反建築物対策等の徹底

(1) 違反建築物対策の徹底

近年においても、防火関係規定等の違反のある建築物が引き続き確認されており、これらの建築物において火災等が発生した場合には重大な被害が発生することが危惧されています。また、広域にわたる多数の建築物における施工不備等による違法行為等の情報に迅速かつ適確に対応することが求められています。

こうした状況を踏まえて、国民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関、建設業許可等の関係部局と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに違反建築物対策を計画的かつ強力に推進します。

【目 標】

- ・ 違反建築物対策の徹底等



【施 策】

県	特定行政庁
<ul style="list-style-type: none">・違反情報、違反对応に関する国・特定行政庁との情報共有・違反建築物に関与した建築士・建築士事務所に係る調査の実施 等	<ul style="list-style-type: none">・違反建築物是正指導計画の作成（是正指導の優先順位の整理・目標・具体施策の整理等）・警察、消防、福祉等の関係機関、建設業許可等の関係部局との違反建築物に関する情報共有や合同立入検査の実施等の連携体制の確保・違反情報、違反对応に関する国・都道府県との情報共有、特定行政庁間での情報共有・違反建築物に対する違反是正要領の作成・違反建築物のパトロールの実施・違反建築物に係る是正・指導の徹底・違反建築物に係る情報の公表・重大な違反や悪質な違反に係る告発等の実施・違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査の実施 等

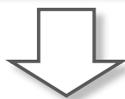
(2) 違法設置昇降機への安全対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行われていないエレベーター等の違法設置昇降機においては、過去多くの重大事故が発生しています。

こうした状況を踏まえて、違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置や労働基準監督署等との連携を図ることにより、違法設置昇降機の把握に努めるとともに、構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置を実施させること等により、昇降機の安全対策を徹底します。

【目 標】

- ・ 違法設置昇降機への安全対策の徹底 等



【施 策】

特定行政庁
<ul style="list-style-type: none">・違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置、労働基準監督署との連携、計画的な立入検査等による違法設置昇降機の把握・構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施を徹底 等

4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用します。また、防火設備、昇降機・遊戯施設、建築設備についても同様に安全性確保を推進します。

平成26年の建築基準法改正に基づき導入された防火設備検査については、検査の徹底を図るとともに、制度の周知に取り組むほか、令和6年の定期調査・検査の告示改正で検査項目が合理化されたことにより、換気設備、排煙設備、可動式防煙壁、非常用の照明装置の作動の状況等の検査が建築設備等定期検査へ移行することを踏まえ、これらの建築設備を定期報告対象として指定するよう取り組むとともに、県内特定行政庁に対しても、今般の改正を踏まえて、定期報告対象建築設備の積極的な指定等、適切な対応を行うよう周知します。また、常時閉鎖式防火扉の作動の状況等の検査が防火設備定期検査へ移行すること等を踏まえ、当該検査及び定期報告が適切に行われるよう、周知を徹底します。

また、近年の改正で特定行政庁が定期報告対象建築物として定めることができることとなった

- ・階数3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の建築物（平成30年建築基準法改正関係）
- ・特定建築物のうち階数3以上かつ延べ面積200㎡超の事務所その他これに類する建築物（令和5年建築基準法施行令改正関係）

については、地域の実情に鑑み、定期報告対象建築物の指定を検討します。

これらに加え、業務効率化・生産性向上を通じ、より適確な検査・調査の実施を図るため、電子メールやシステム等による報告を可能とし、電子による台帳整備を行うなど、定期報告のオンライン化及び定期検査・調査のデジタル化への対応を進めます。

○過去5年間の定期報告率

対象建築物	特殊建築物						計	建築設備等
	劇場、映画館、演芸場、公会堂又は集会場	病院又は診療所	旅館又はホテル	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、遊技場、飲食店等	児童福祉施設等、共同住宅、寄宿舎、体育館、図書館、浴場等			
2年度	報告すべき件数	237	23	0	189	69	518	5,553
	報告件数	203	15(14)	0(2)	55(7)	38(41)	311(64)	4,972
	報告率(%)	86	65	-	29	55	60	90
3年度	報告すべき件数	0	67	278	305	0	650	5,626
	報告件数	0(4)	61(4)	119(92)	165(44)	0(1)	345(145)	5,087
	報告率(%)	-	91	43	54	-	53	90
4年度	報告すべき件数	0	53	0	9	332	394	5,645
	報告件数	0(1)	33(0)	0(27)	8(3)	232(9)	273(40)	5,199
	報告率(%)	-	62	-	89	70	69	92
5年度	報告すべき件数	228	22	0	196	44	490	5,393
	報告件数	187	18	0	33	33	271	4,966
	報告率(%)	82	82	-	17	75	92	89
6年度	報告すべき件数	0	64	260	319	0	643	5,534
	報告件数	0(12)	51	131	208(63)	0(1)	390(76)	5,150
	報告率(%)	-	80	50	65	-	61	93
平均報告率(%)		84	78	47	47	69	59	92

() 内の数字は遅れて出てきた件数で外数

【目 標】

- ・ 定期報告率の向上
- ・ 防火設備検査の徹底
- ・ 定期報告のオンライン利用率の向上 等



【施 策】

特定行政庁

- ・ 定期報告制度の周知徹底
- ・ 地域の実情等を踏まえた定期報告対象建築物等の適切な指定
- ・ 指定対象を把握するための定期報告台帳の整備
- ・ 未報告建築物等の所有者に対する督促等の徹底
- ・ 未報告建築物に係る報告徴収、立入検査の実施
- ・ 防火設備検査の周知徹底
- ・ 近年の改正を踏まえた定期報告対象建築物・建築設備の指定推進
- ・ 定期報告対象建築物のデータベース化
- ・ 検査結果が基準に適合していない場合の指導に対するフォローアップの実施
- ・ 定期報告受付等のためのシステム整備の推進 等

(2) 建築物に係るアスベスト対策の推進

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、アスベスト台帳を活用して、建築物所有者によるアスベスト改修を促進します。

また、建築物所有者等へのアスベスト調査や対策の重要性を周知するとともに、アスベスト対策関係部局との連携によりアスベスト対策の徹底を図ります。

【目 標】

- ・ アスベスト対策の徹底 等



【施 策】

特定行政庁

- ・ アスベスト対策の周知徹底
- ・ アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の整備
- ・ アスベスト対策関係部局との連携
- ・ 建築物石綿含有建材調査者制度の周知と活用 等

(3) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

既存建築ストックの安全性の向上を図るため改修等を促進します。また、既存不適格建築物の安全性を向上させるため、法制度や施策の周知を徹底します。

一方で、近年の建築基準法改正を踏まえた既存建築ストックの有効活用を図ることも重要であることから、既存ストックの活用に当たっては、必要に応じて、インスペクション制度や住宅履歴情報の整備・蓄積等の既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に向けた取組との連携にも留意するほか、「既存建築物の現況調査ガイドライン」の活用等により、既存建築ストックの有効活用を促進します。

また、令和4年の建築基準法改正において、旧4号建築物等から新2号建築物となるものの大規模の修繕・大規模の模様替については建築確認の対象となることから、既存建築物の安全性確保を図るため、建築確認の適確な実施及び周知を徹底します。

【目標】

- ・ 既存建築ストックの利用促進 等



【施策】

特定行政庁

- ・ 既存不適格建築物に対応する法制度、施策の周知徹底
- ・ 既存不適格建築物の安全性向上の必要性の周知
- ・ 確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知
- ・ 特に危険な既存不適格建築物に対する改修指導の実施
- ・ 既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドラインの有効活用
- ・ 既存建築ストックの有効活用に関する相談体制の整備
- ・ 既存建築ストックを利活用した優良事例の収集・整理・公表
- ・ 既存建築物の現況調査ガイドラインの周知及び調査結果の活用
- ・ 増築等や用途変更に係る全体計画認定制度の周知及び円滑な運用
- ・ 令和4年の建築基準法改正を踏まえた大規模の修繕・大規模の模様替に係る建築確認制度の適確かつ円滑な遂行及び周知徹底 等

5. 事故・災害時の対応

(1) 事故対応

建築物、昇降機及び遊戯施設に係る人身事故が発生していることに鑑み、事故発生時においては、消防部局、労働基準部局等関係行政機関との連携体制を活用した情報収集や警察、労働基準部局に対する事故調査への協力要請など迅速かつ適確な事故対応を行います。また、建築物等の所有者、管理者、設計者及び工事施工者等に対する注意喚起や建築関係団体等外部組織との協力体制作りに取り組みます。

【目標】

- ・ 事故発生時の迅速な事故対応及び事故発生を防止するための取組の実施 等



【施 策】

県	特定行政庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築関連団体等外部組織との協力体制の整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生情報を迅速に把握するための消防部局、労働基準部局等との連絡体制の整備 ・ 円滑な事故調査を実施するための警察、労働基準部局等との連携体制の整備 ・ 事故調査の実施、原因究明、再発防止策の指導及び国土交通省・都道府県への情報提供 ・ 立入検査の実施等、調査権限に基づく事故対応の徹底 ・ 同種・類似事故の発生を防止するための注意喚起、緊急点検の指示 等

(2) 災害対応

地震等の災害が発生した際には迅速かつ適確な対応が重要です。そのため、建築関係団体等外部組織を含め関係各機関との連絡体制の整備をはじめとした災害時対応のための体制整備に取り組みます。また、地域特性を考慮して関係部門への協力を行います。

○被災建築物応急危険度判定士認定件数

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
新規登録	29	34	29	27	31
更新登録	158	150	122	130	98
年度末判定士登録数	988	947	909	894	853

○被災宅地危険度判定士認定件数

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
新規登録	27	19	10	13	37
更新登録	24	36	28	24	30
年度末判定士登録数	279	262	255	243	248

【目 標】

- ・ 被災建築物応急危険度判定士等の登録促進及び派遣体制の確保 等



【施 策】

県

- ・「富山県被災建築物応急危険度判定支援本部及び支援支部業務要領」に基づく災害時の対応体制の整備
- ・災害時の迅速かつ正確な災害情報の把握と情報提供
- ・建築士等に対する講習の実施による被災建築物応急危険度判定士等の確保
- ・被災建築物応急危険度判定士等に対する研修の実施による技術力の向上
- ・判定用資機材の事前準備の徹底
- ・応急危険度判定コーディネーターの育成 等

6. 消費者への対応

消費者問題への意識の高まりにより、建築物においても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられていることから、建築行政においても消費生活センターと連携し、消費者への適切な対応、情報提供を行います。

【目 標】

- ・ 消費者への適切な対応と情報提供の推進



【施 策】

県

- ・ 建築関係団体で構成されている「とやま住まい情報ネットワーク」に設置されている「とやま住宅相談所」や富山県消費生活センターと連携した、消費者に対するリフォーム等の住宅相談や住情報の提供・啓発等の実施
- ・ ホームページやチラシ等による消費者向け情報の提供 等

7. 執行業務体制の整備

(1) 内部組織の執行体制

建築基準法は、建築物等に係る最低基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的としており、関係法令を含め、制度の適切な執行は極めて重要であることから、前述した具体的な施策を遂行するための効果的な業務執行体制の構築を図ることが不可欠です。

また、令和4年建築基準法・建築物省エネ法改正により、旧4号建築物等から新2号建築物となるものの確認審査に要する時間が増加することが見込まれることから、体制強化に係る検討が必要です。

これらを前提として、令和4年第13次地方分権一括法の改正に伴う建築基準法改正において、これまで建築基準適合判定資格者検定の受検要件であった2年間の実務経験が登録要件となったことや、二級建築基準適合判定資格者検定制度が創設されたことも踏まえ、建築主事・建築副主事や確認検査員・副確認検査員の将来の配置業務を踏まえた執行業務体制の検討及び若手人材の育成、確保のための取組を行います。なお、令和5年第14次地方分権一括法の改正に伴う建築基準法改正において、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知について、従来の建築主事、建築副主事に加え、指

定確認検査機関による審査・検査等が可能となったことにより、国等の建築物に係る計画の審査等の業務量が減少することが想定される一方で、特定行政庁には、違反建築物に対する是正指導、指定確認検査機関に対する監査、指定確認検査機関からの照会対応、法の運用の明確化等の行政職員でなければ行いうことのできない業務を果たす役割があり、建築基準法全般の知識及び技術の確保が必要となるため、執行体制の検討及び人材の育成、確保のための取組を行います。

【目 標】

- ・ 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修
- ・ 建築行政に必要な執行体制の構築・強化 等



【施 策】

特定行政庁・指定確認検査機関	県・指定構造計算適合判定機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施 ・ 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成 ・ 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事及び確認検査員の確保 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施 ・ 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成 等

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制

建築確認・検査を始め、違反建築物対策、事故・災害対応及び消費者対応といった建築物等の安全・安心の確保に関わる建築行政の課題に適切に対応していくため、関係機関・関係団体との役割分担の明確化や情報共有の推進などの連携等を実施します。

【目 標】

- ・ 各関係機関との役割分担の明確化と連携の強化



【施 策】

- ① 「富山県建築行政会議」、「建築確認円滑化対策連絡会議」等の定期的な開催による情報共有、意見交換を通じた連携の強化
 - 富山県建築行政会議
富山県、富山市、高岡市、一般財団法人富山県建築住宅センター
 - 建築確認円滑化対策連絡会議
富山県、富山市、高岡市、一般財団法人富山県建築住宅センター、
一般社団法人富山県建設業協会、
公益社団法人富山県建築士会、一般社団法人富山県建築士事務所協会、

一般社団法人日本建築構造技術者協会中部支部北陸部会、
公益社団法人日本建築家協会北陸支部富山地域会

○その他協力団体

- ・とやま住まい情報ネットワーク

(正会員)

一般財団法人富山県建築住宅センター、一般社団法人富山県建設業協会、
公益社団法人富山県建築士会、一般社団法人富山県建築士事務所協会、
一般社団法人富山県優良住宅協会

(協力会員)

富山県土木部建築住宅課、富山県消費生活センター

- ・一般社団法人中部ブロック昇降機等検査協議会

② その他関係団体との情報共有、意見交換を通じた連携強化

- ・警察、消防、福祉等の関係機関
- ・公益社団法人富山県宅地建物取引業協会
- ・公益社団法人全日本不動産協会富山県支部
- ・日本建築行政会議
- ・その他協力団体（市民団体、NPO等）等

(3) データベースの整備・活用

適確な建築行政の推進のためには、建築確認・検査を始めとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり、そのため、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要です。このため、都道府県及び特定行政庁では、データベースの整備・活用により、適宜実態把握とその分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行うことが求められています。

また、事務作業等に要する時間を短縮し、審査・指導等の業務をより充実させるため、建築行政手続の電子化の推進と合わせ、書類の閲覧事務等のオンライン化についても検討を行います。

【目標】

- ・ 建築確認・検査等に係るデータベースの整備
- ・ 各種施策の対象となる建築物の総数の把握 等



【施策】

県	特定行政庁
<ul style="list-style-type: none">・ 建築士・建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理・ 建築士・建築士事務所の処分情報の共有・データベース化・ データベース分析による課題抽出と施策検討等	<ul style="list-style-type: none">・ 建築確認・検査、定期報告等の内容のデータベース化・ データベース分析による課題抽出と施策検討・ 指定確認検査機関とのネットワークの構築・ 建築行政手続の電子化の推進 等

IV. 計画のフォローアップ

計画最終年度末に目標達成状況を検証し、取り組みについて見直しを行う等、継続的な改善を行います。